

# 令和7年度水稲高温対策等支援事業の募集について

(農業経営基盤強化(高温対策等)事業)

近年、高温の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、今後の猛暑に備え、農業経営の基盤強化に資する機器の導入等を支援します。

## 1 事業内容

### ■対象品目

水稲

### ■補助対象及び補助率等

補助対象	補助率等	補助額
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 遠赤外線乾燥機</li><li>○ 色彩選別機</li><li>○ 農業用ドローン (農薬散布用、肥料散布用)</li><li>○ ブロードキャスター (堆肥、肥料、土壌改良材散布用)</li></ul>	事業費(税抜)×1/2以内  【事業費25万円(税抜)以上対象】	補助対象事業者当たり 【上限250万円】

### ■事業実施主体

- (1) 農業経営体：認定農業者(※1)、認定新規就農者(※1)、農地所有適格法人
- (2) 3戸以上の販売農家(※2)で構成する団体(※1、※3)

※1：認定農業者、認定新規就農者(個人及び1戸1法人)及び3戸以上の販売農家で構成する団体については、10ha以上又は集落の80%以上の面積を耕作若しくはその受託を行う場合に限る。

※2 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

※3 水稲の生産、販売、受託、共同機械利用のいずれかを目的とする団体



## ■補助要件

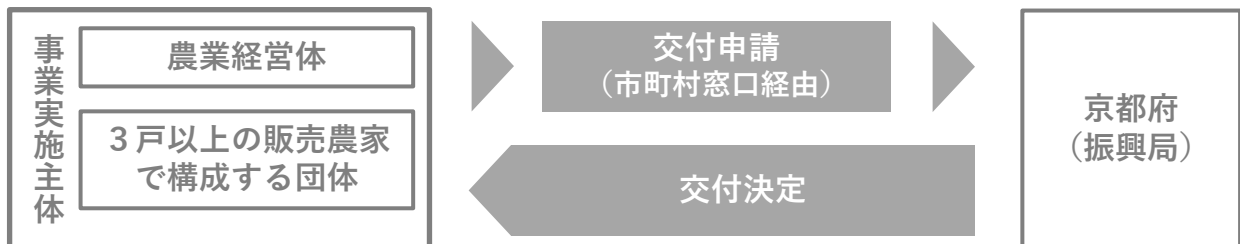
- (1) セーフティネット制度への加入  
対象品目を対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること
  - ① 農業保険制度（収入保険、水稻共済）
  - ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
  - ③ 民間事業者が提供する保険
- (2) 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと
- (3) 令和8年2月末日までに完了する取組であること

## ■留意事項

申請多数により予算の上限を上回る場合は、予算の範囲内で採択します。

## 2 申請～交付決定の流れ

- ① 補助対象事業者において申請書を作成
- ② 主たる事業実施区域が所在する市町村窓口へ提出
- ③ 市町村で申請をとりまとめ、各広域振興局又は農産課へ申請
- ④ 申請内容を審査後、京都府から交付決定（事業開始）



## 3 申請締切

令和7年4月1日（火）から令和7年4月30日（水）までに市町村窓口へ申請

問い合わせ先	〇〇市（町村）△△△△課	: 000-000-0000
	京都府農林水産部農産課	: 075-414-4953
	山城広域振興局農林商工部	: 0774-21-2392
	南丹広域振興局農林商工部	: 0771-22-0371
	中丹広域振興局農林商工部	: 0773-62-2743
	丹後広域振興局農林商工部	: 0772-62-4305